



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 小野守男
(コード番号 7740 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 土屋次男
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の業容拡大に備え、経営体制の一層の強化を目的として取締役を増員することに伴い、取締役の定員を11名以内から15名以内に変更するため、現行定款第18条を変更案第18条のとおり変更するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を変更案第27条、変更案第27条の2、変更案第36条及び変更案第36条の2のとおり新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、取締役の責任免除及び社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>11名以内とする。</u> (新 設)	(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> <u>(取締役の責任免除)</u>
(新 設)	第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	第27条の2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 ～ 第34条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第28条 ～ 第35条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第36条の2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条 ～ 第38条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第37条 ～ 第40条</p> <p>(現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 23 年 3 月 30 日

定款変更の効力発生日 : 平成 23 年 3 月 30 日

以上